

(改正後)

(改正前)

高知県農業クラスター計画策定事業費補助金交付要綱	高知県農業クラスター計画策定事業費補助金交付要綱
<p>第1条～第5条 (略)</p> <p>(補助の条件)</p> <p>第6条 補助事業者は、補助金の交付の目的を達成するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管すること。</p> <p>(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、別記第2号様式により、知事の承認を受けなければならないこと。</p> <p>(3) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。</p> <p>(4) 補助事業の実施に当たっては、前条ただし書各号に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としない等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。</p> <p>(5) 補助事業の執行に際しては、県又は市町村が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。</p> <p>(6) 補助事業者(市町村を除く。)においては、県税の全税目で滞納がないこと。ただし、県税の納税義務がない場合は、申立書を提出すること。</p> <p><u>(7) 補助事業者(市町村を除く。)においては、県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。この場合において、税外未収金の滞納がない旨を証する誓約書兼同意書を提出すること。</u></p>	<p>第1条～第5条 (略)</p> <p>(補助の条件)</p> <p>第6条 補助事業者は、補助金の交付の目的を達成するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管すること。</p> <p>(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、別記第2号様式により、知事の承認を受けなければならないこと。</p> <p>(3) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。</p> <p>(4) 補助事業の実施に当たっては、前条ただし書各号に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としない等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。</p> <p>(5) 補助事業の執行に際しては、県又は市町村が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。</p> <p>(6) 補助事業者(市町村を除く。)においては、県税の全税目で滞納がないこと。ただし、県税の納税義務がない場合は、申立書を提出すること。</p> <p>(追加)</p>

高知県農業クラスター計画策定事業費補助金交付要綱 新旧対照表

(改正後)

(改正前)

<p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成 28 年 5 月 6 日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、令和 <u>6</u> 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 6 条第 1 号、第 8 条第 3 項、第 10 条及び第 12 条の規定は同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>第 7 条～第 1 3 条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成 29 年 4 月 19 日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和 2 年 2 月 21 日から施行する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要綱は、令和 3 年 12 月 22 日から施行する。</u></p>	<p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成 28 年 5 月 6 日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、令和 4 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 6 条第 1 号、第 8 条第 3 項、第 10 条及び第 12 条の規定は同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>第 7 条～第 1 3 条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成 29 年 4 月 19 日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和 2 年 2 月 21 日から施行する。</p> <p>(附則の追加)</p>
---	---

高知県農業クラスター計画策定事業費補助金交付要綱 新旧対照表

(改正後)

(改正前)

別表（第3条関係）補助事業者、補助対象経費及び補助率等

事業区分	補助事業者 (事業実施主体)	事業内容	補助対象要件	補助対象経費	補助率	補助金上限額
(略)						
次世代園芸団地用地確保事業	市町村 (用地の地権者若しくは地権者等で構成する任意組織又は耕作者)	農業クラスターの核となる園芸団地用地を確保し、園芸団地が長期にわたり持続するため、地権者又は耕作者の協力に対して支援する事業	<p>下記の内容を満たしていること。</p> <p>①対象用地は、市町村が次世代園芸団地候補地として指定した地区指定用地であり、知事の承認を得ていること。</p> <p>②用地は20年以上の長期にわたり提供されること。</p> <p>③対象地区について、「農業クラスタープラン」又は「次世代園芸団地基盤整備基本計画」が作成されていること。</p> <p>④県の小規模園芸農地集積支援事業の対象農地ではないこと。</p> <p>⑤国の機構集積協力金交付事業のうち、経営転換協力金交付事業の対象農地ではないこと。</p> <p>※「農用地利用配分計画」の写しを実績報告書提出時に添えること(農地の場合)。</p>	<p>①地権者集積協力金 対象地区の地権者で、賃貸借又は売買により、20年以上用地を提供する者に対し交付する補助金</p> <p>(2)耕作者集積協力金 対象地区の耕作者で、下記の内容を満たしている者に対し交付する補助金 ①一人で合計1ha以上の用地を合意解約等により提供できること。 (ただし、各筆ごとに本事業区分を利用できるものとする。)</p> <p>②地権者又は中間管理機構等と賃貸借契約等を締結していること。</p> <p>③対象用地で1年以上の耕作実績があること。</p> <p>④対象用地の地権者と同一の世帯に属する者又は二親等内の親族ではないこと。</p> <p>※地区指定(変更)計画書に記載された地権者又は耕作者を補助対象者とし、利用権設定等を行う予定年度に申請を行うものとする。</p>	<p>(1)地権者集積協力金 市町村補助額の2分の1以内 ①賃貸借20年以上：<u>10万円以内</u> /10a 30年以上：<u>15万円以内</u> /10a ②売買<u>15万円以内</u> /10a</p> <p>(2)耕作者集積協力金 市町村補助額の2分の1以内</p>	<p>(1)地権者集積協力金 地権者1人当たり <u>150万円</u> を上限とする。</p> <p>(2)耕作者集積協力金 10a当たり10万円を上限とする。</p>

※事業区分の各事業は、併用を可能とする。
 ※算出された交付額に1,000円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。
 (注1) 地権者：土地の所有者
 (注2) 中間管理機構等：農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体

別表（第3条関係）補助事業者、補助対象経費及び補助率等

事業区分	補助事業者 (事業実施主体)	事業内容	補助対象要件	補助対象経費	補助率	補助金上限額
(略)						
次世代園芸団地用地確保事業	市町村 (用地の地権者若しくは地権者等で構成する任意組織又は耕作者)	農業クラスターの核となる園芸団地用地を確保し、園芸団地が長期にわたり持続するため、地権者又は耕作者の協力に対して支援する事業	<p>下記の内容を満たしていること。</p> <p>①対象用地は、市町村が次世代園芸団地候補地として指定した地区指定用地であり、知事の承認を得ていること。</p> <p>②用地は20年以上の長期にわたり提供されること。</p> <p>③対象地区について、「農業クラスタープラン」又は「次世代園芸団地基盤整備基本計画」が作成されていること。</p> <p>④県の小規模園芸農地集積支援事業の対象農地ではないこと。</p> <p>⑤国の機構集積協力金交付事業のうち、経営転換協力金交付事業の対象農地ではないこと。</p> <p>※「農用地利用配分計画」の写しを実績報告書提出時に添えること(農地の場合)。</p>	<p>①地権者集積協力金 対象地区の地権者で、賃貸借又は売買により、20年以上用地を提供する者に対し交付する補助金</p> <p>(2)耕作者集積協力金 対象地区の耕作者で、下記の内容を満たしている者に対し交付する補助金 ①一人で合計1ha以上の用地を合意解約等により提供できること。 (ただし、各筆ごとに本事業区分を利用できるものとする。)</p> <p>②地権者又は中間管理機構等と賃貸借契約等を締結していること。</p> <p>③対象用地で1年以上の耕作実績があること。</p> <p>④対象用地の地権者と同一の世帯に属する者又は二親等内の親族ではないこと。</p> <p>※地区指定(変更)計画書に記載された地権者又は耕作者を補助対象者とし、利用権設定等を行う予定年度に申請を行うものとする。</p>	<p>(1)地権者集積協力金 定額 ①賃貸借20年以上：<u>20万円/10a</u> 30年以上：<u>30万円/10a</u> ②売買30万円/10a</p> <p>(2)耕作者集積協力金 市町村補助額の2分の1以内</p>	<p>(1)地権者集積協力金 地権者1人当たり <u>300万円</u> を上限とする。</p> <p>(2)耕作者集積協力金 10a当たり10万円を上限とする。</p>

※事業区分の各事業は、併用を可能とする。
 ※算出された交付額に1,000円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。
 (注1) 地権者：土地の所有者
 (注2) 中間管理機構等：農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体

高知県農業クラスター計画策定事業費補助金交付要綱 新旧対照表

(改正後)

(改正前)

<p>第1号様式（第4条関係）</p> <p style="text-align: right;">第 号 令和 年 月 日</p> <p>高知県知事 様</p> <p style="text-align: right;">所在地 名称 代表者名 (生年月日 年 月 日)</p> <p>令和 年度高知県農業クラスター計画策定事業費補助金交付申請書 (以下、略)</p> <p>別紙1～2（略）</p> <p>第2号様式（第6条関係）</p> <p style="text-align: right;">第 号 令和 年 月 日</p> <p>高知県知事 様</p> <p style="text-align: right;">所在地 名称 代表者名</p>	<p>第1号様式（第4条関係）</p> <p style="text-align: right;">第 号 令和 年 月 日</p> <p>高知県知事 様</p> <p style="text-align: right;">所在地 名称 代表者名 印 (生年月日 年 月 日)</p> <p>令和 年度高知県農業クラスター計画策定事業費補助金交付申請書 (以下、略)</p> <p>別紙1～2（略）</p> <p>第2号様式（第6条関係）</p> <p style="text-align: right;">第 号 令和 年 月 日</p> <p>高知県知事 様</p> <p style="text-align: right;">所在地 名称 代表者名 印</p>
---	---

高知県農業クラスター計画策定事業費補助金交付要綱 新旧対照表

(改正後)

(改正前)

<p>令和 年度高知県農業クラスター計画策定事業費補助金 補助事業中止（廃止）承認申請書 (以下、略)</p> <p>第3号様式（第7条関係）</p> <p style="text-align: right;">第 号 令和 年 月 日</p> <p>高知県知事 様</p> <p style="text-align: right;">所在地 名称 代表者名</p>	<p>令和 年度高知県農業クラスター計画策定事業費補助金 補助事業中止（廃止）承認申請書 (以下、略)</p> <p>第3号様式（第7条関係）</p> <p style="text-align: right;">第 号 令和 年 月 日</p> <p>高知県知事 様</p> <p style="text-align: right;">所在地 名称 代表者名 印</p>
<p>令和 年度高知県農業クラスター計画策定事業費補助金変更承認申請書 (以下、略)</p> <p>第4号様式（第8条関係）</p> <p style="text-align: right;">第 号 令和 年 月 日</p> <p>高知県知事 様</p> <p style="text-align: right;">所在地 名称</p>	<p>令和 年度高知県農業クラスター計画策定事業費補助金変更承認申請書 (以下、略)</p> <p>第4号様式（第8条関係）</p> <p style="text-align: right;">第 号 令和 年 月 日</p> <p>高知県知事 様</p> <p style="text-align: right;">所在地 名称</p>

高知県農業クラスター計画策定事業費補助金交付要綱 新旧対照表

(改正後)

(改正前)

代表者名	代表者名 印
令和 年度高知県農業クラスター計画策定事業費補助金実績報告書 (以下、略)	令和 年度高知県農業クラスター計画策定事業費補助金実績報告書 (以下、略)
第 5 号様式 (第 8 条関係)	第 5 号様式 (第 8 条関係)
第 号 令和 年 月 日	第 号 令和 年 月 日
高知県知事 様	高知県知事 様
所在地 名称 代表者名	所在地 名称 代表者名 印
令和 年度高知県農業クラスター計画策定事業費補助金に係る 消費税仕入控除税額等報告書 (以下、略)	令和 年度高知県農業クラスター計画策定事業費補助金に係る 消費税仕入控除税額等報告書 (以下、略)
第 6 号様式 (第 9 条関係)	第 6 号様式 (第 9 条関係)
第 号 令和 年 月 日	第 号 令和 年 月 日
高知県知事 様	高知県知事 様
所在地	所在地

高知県農業クラスター計画策定事業費補助金交付要綱 新旧対照表

(改正後)

(改正前)

<p>名称 代表者名</p>	<p>名称 代表者名 印</p>
<p>令和 年度高知県農業クラスター計画策定事業費補助金概算払請求書 (以下、略)</p>	<p>令和 年度高知県農業クラスター計画策定事業費補助金概算払請求書 (以下、略)</p>